

第6号様式別表9記載要領

- 1 この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の23第1項若しくは第4項の規定においてその例によるものとされる法人税法第57条第1項若しくは政令第21条第1項の規定の適用を受けようとする法人又は欠損金額について法第72条の23第1項の規定若しくは第4項においてその例によるものとされる法人税法第58条第1項若しくは政令第21条第1項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 「控除前所得金額①」の欄は、第6号様式別表5を提出する法人にあっては、同欄中「第①号様式」とあるのは「別表5②」と読み替えて計算した金額を記載すること。
- 4 「所得金額控除限度額②」の欄は、平成30年4月1日以後に開始する事業年度で中小法人等事業年度（法人税法第57条第11項各号又は第58条第6項各号に掲げる法人の同法第57条第11項各号又は第58条第6項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）に該当しない事業年度にあっては、「、55、60又は100」を抹消し、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度で中小法人等事業年度に該当しない事業年度にあっては、「50、」及び「、60又は100」を抹消し、平成29年4月1日以前に開始した事業年度で中小法人等事業年度に該当しない事業年度にあっては「50、55、」及び「又は100」を抹消し、中小法人等事業年度に該当する事業年度にあっては、「50、55、60又は」を抹消すること。
 - (1) 租税特別措置法第67条の14第1項第1号に掲げる要件を満たす特定目的会社
 - (2) 租税特別措置法第67条の15第1項第1号に掲げる要件を満たす投資法人
 - (3) 租税特別措置法第68条の3の2第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的信託に係る受託法人（法人税法第4条の7に規定する受託法人をいう。（4）において同じ。）
 - (4) 租税特別措置法第68条の3の3第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人
- 5 「控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失金③」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 当該事業年度が法人税法第57条第2項若しくは第4項又は第58条第2項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第6号様式別表12の「調整後の控除未済欠損金額等③」の欄の金額を記載すること。
 - (2) 当該事業年度において法人税法第59条第1項又は第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けた場合には、第6号様式別表10の「差引控除未済欠損金額等④」の欄の金額を記載すること。